

封建制度をめぐって

—定義、複合体、文明—

外村直彦

ON FEUDALISM

—Definition, Complex, Civilization—

Naohiko Tonomura

(Received October 31, 1997)

1. 定義

封建制の見方には法制史からの見方と経済史からの見方との二種がある。後者はマルクス主義者がとるところだが、あまりに適用範囲がひろくて、歴史の分析にあまり役立たない。ここで以下扱うのは前者、法制史の見方である。これは伝統的な狭い意味範囲の封建制である。

この伝統的な封建制の中心に従来据えられてきたのは西欧の封建制である。多くの西洋の学者は、オットー・ヒンツェ¹⁾やマルク・ブロック²⁾などがいうように「封建制」feudalismという言葉が西洋に発するのだから西洋封建制を基準に計らるべきだ、という考えをもっている。しかし、多くの封建制らしき現象がある。この現象こそ問題なのだから、言葉でなく現象から出発しなくてはならない。

これまで多くの研究者が封建制の議論を十分に展開することができなかつたのは、封建制の定義が明確でなかつたためとみられる。定義は論議の基礎だから、定義は明確でないといけない。ジョン・ホールは「日本の封建制—その再評価」(1962)³⁾という論文のなかで、封建制は複数の文化にまたがる社会組織の一カテゴリーとしての理念型だとして、かかる理念型をつくる必要性を説いている。

私は拙著『比較封建制論』(1991)⁴⁾のなかで、まずこの理念型、換言すれば客観的な封建制の定義をつくる作業を行った。その手順を示せば、第一にこれまでの封建制の諸定義の中から従来の封建制概念を形作っていたとみられる諸要素を抜き出した。その諸定義とは朝河貫一、マックス・ヴェーバー、オットー・ヒンツェ、ジョーセフ・ストレイヤー、ジョン・ホールといった複数の封建社会を認める人たちの諸定義である。次にこれを目印にしてこれまで封建社会とされてきた社会すべて(中国、日本、西欧、エジプト、ビザンツ、イスラム、ロシア)の実態にあたり、比較検討した。第三にそれに基づいて、封建制の構成要素を比重を計りつつ選び出し、理念型を作る、というものである。その作業は私に、これまで封建制とされてきた社会に二種類があるを気づかせた。ひとつは公権全部が地方に分散した国家体制をさして封建制がいわれている社会(日本、西欧、中国、エジプト)であり、もうひとつは公権が中央に集中した国家体制のなかでの一下部機構をさして封建制がいわれている社会(ビザン

ツ、イスラム、ロシア)である。前者では、支配権力は君主と多数の貴族のあいだに分割専有され、後者では支配権力は一人の君主が専有している。そのいずれが本来の封建制かは、ひとつには封建制概念の由来が日本、西欧、中国の側にあり、ビザンツ、イスラム、ロシアの側はむしろその適用であり、またひとつには、封建制概念の一般理解が社会や国家の政治・社会の全体のあり方を指示し、一行政システムを指示していないことからして、おのずから明らかだろう。

日本、西欧、中国の封建制に概念本来の核心があるとすれば、われわれの求める理念型探求の方向はきまる。かくして封建制の構成要素は枠の大きさないし重要度の順に、

- (1)国制の体系
- (2)公権力全体の地方君侯への分散
- (3)身分階層制
- (4)私的主従制
- (5)知行恩貸制

の五つとなる。これら五つの要素は対等並列でなく、従属的に連鎖する関係にあり、そのうちのひとつも欠けてはならない。このうちもっと重要な要素は(1)と(2)である。(2)の「公権力全体の分散」はときに「公権力の量的分割」といわれ、官僚制における「公権力の質的分割」に対照される。しかし、(2)だけあるのでは、世界史のいたるところに現われる地方勢力跋扈の状態と区別がつかない。また、従来は(4)と(5)だけがとりあげられることが多かったが、それだけならマフィアやヤクザの社会も封建制になってしまう。これら五つの条件すべてを満たすのは日本(12-19世紀)、西欧(9-16世紀)、中国(前11-前3世紀)、エジプト(前23-前16世紀)の四社会である。これら四社会が真正の封建制である。

他方、従来封建制とみられることの多かったビザンツ11-12世紀のプロノイア制、イスラム世界のイクタ制(オスマントルコ帝国13-16世紀のティマール制を含む)、ロシア15-17世紀のポメースチェ制といった諸制度は(2)と(4)を欠いている。これらの制度はいずれも皇帝が貴族(とロシアの場合はさらに農民)に対して軍事奉仕とひきかえに国有地を与えるというものであって、与えられるのは土地そのものでなく徴税権であり、一代限りの期限付きであった。そしていずれの制度も中央政府の厳重な管理下におかれていた。つまりこれら諸制度は公権力が中央に集中するなかでの官僚的中央行政組織であって、封建制のように公権力の総体がまるごと地方に分散しているのではない。これは封建制のまさしく正反対の制度といえる。官僚制は封建制の対蹠概念だから、官僚制の有無をみることはこのように封建制を識別する上で役立つ。

徳川時代の日本は中央権力が強大だったから封建制でないのではないか、という疑問があろう。全国の諸侯は徳川家に代ごとに臣従の誓いをくりかえし、軍事奉仕とひきかえに封土を授受された。彼らは藩の軍事・行政・司法のすべてを委ねられ、中央の干渉を受けることはほとんどなかった。彼らはしたがって公権力の全部を掌握しているのであって、質的に分割された公権力の一部を行使する官僚ではない。これは戦国時代の大名領国制の上に新たに中央管制のネットがかぶされただけの状態といえる。徳川社会はつまり本質的に封建制

の継続である。これはフランス封建王政とは違う。フランス封建王政では国王が封建諸侯に対抗して王権の拡大をはかり、バイイ、セネシャルという国家官僚を通して地方に分散していた公権を中央に集中しつう、官僚的国家体制をめざした。これは封建制の崩壊期の現象である。

徳川封建制が似るのはむしろノルマン征服後のイギリスである。イギリスでは主従制と恩貸制のもとに諸侯が割拠する状態が、征服王ノルマンディー公によって厳格に整序された封建制度に改められている。征服後ノルマンディー公は諸侯を一堂に集めて忠誠の誓いを立てさせ、土地所有者をして土地をいったんみずからに奉獻させ、改めてこれを下賜分給した。また、全国の土地を調べて土地台帳を作り、徴税徴用の基準にしている。これは秀吉や家康がとった措置や政策と同じである。

中央集権的封建制のもう一つの例に周封建制がある。封建制は中央集権国家の崩壊から生じるのが普通だが、周はそれとちがって建国の当初から諸侯を諸地域の諸国に封じ、周室中心の祖先崇拜でまとまる家父長制国家を作った。これは官僚制でなく、それぞれが各国の全権力をもつ諸侯の集合である。したがって周の初めも明らかに封建制である。これら諸国家が周室の統率を脱して独立性を強めていって、やがて春秋戦国時代に、地域性の強い他の封建制と同じ性質の封建制に移行していく。

2. 封建制の成立

かつてオットー・ヒンツェ(1929)⁵⁾が力説した外部の強力な帝国の作用による封建制の形成説は、その作用が中国(周初)に見られないから、採れない。あるいは、すくなくとも十分ではない。ラシュトン・クールボン⁶⁾も封建制を強力な帝国と結びつけ、封建制を帝国の衰退という挑戦に対する応答であり、その再生、再建をはかる工夫だとして、封建国家をもって亡霊帝国と名づけた。しかし、クールボンが力説する西欧の封建国家(ローマ帝国の亡霊としての神聖ローマ帝国)の場合とはともかく、中国の封建制や日本の封建制になんらかの亡霊をみること、つまり封建制を古代帝国を再建する工夫だとみるのは困難と思える。私見では、成長する若い文明が自己の民族と文化の自覚に達してはじめて自分の国家を形成するが、本来の地盤が軟弱なため国家の大きな機構を支えきれず崩壊し、以前の地方分立の状態に逆戻りする、ただしもとの未開に戻るのではなく、文明の水準は保持する、これを一般的な封建制の成立だとするのが妥当と考える。

3. 封建時代の諸現象

封建制は一時的なあるいは過渡的な現象ではなくて、数百年あるいはそれ以上もの間続く政治と社会の組織である。真正の封建社会に共通して認められるのは、

- (1)実権の喪失にもかかわらず継続する王権の絶対性
- (2)都市の成長と商業の隆盛

(3)下克上

(4)知性の増大、世俗化、技術革新

(5)産業資本主義の萌芽

こうした現象が日本、中国、西欧の封建時代にひとしく認められる。西欧の例は広く知られているが、日本の室町時代と徳川時代、中国の春秋戦国時代にこれらの特徴は明瞭に看取できる。エジプトの封建時代は中王国を中心とする混乱した時代であるが、記録が少なく必ずしも明確ではない。しかし、中王国で商業が盛んに行われたことや下克上の風潮があったことは歴史書のしばしば指摘するところである。「封建制とは何か」という問いへの答は、より大きなスケールでは、こうした諸現象がなぜ封建制に随伴するのか、という問いへの答にもなっていないとはならない。同時に、こうした諸現象がひとつの複合体として世界史に稀にしか生起していないということに注意しておきたい。

4. 封建制と文明

拙著『多元文明史観』(1990)⁷⁾は、封建制に関する論議とは別個に、文明の分類の試みを行なっている。文明のなかに、寿命の長さ、歴史的変化のダイナミズム、各時代における文明間の相互類似、などにおいてわれわれの注意をひく一群の文明がある。

この大きな文明群を識別するために従来の研究者が作った基準は、多かれ少なかれ主観的判断が混入する余地のあるものであった。主観が入っては文明の分類はいつまでたっても定まらない。そこで、私は客観的要素でかためた単純な基準を作った。それは、各段階が400~500年間継続する4段階である、というただそれだけのものである。これにAとBの2種類がある。Aタイプは(1)部族国家連合→(2)統一国家→(3)内乱→(4)世界帝国。Bタイプは(1)諸部族勢力群立→(2)都市国家並立→(3)内乱→(4)世界帝国。Aタイプ文明はエジプト、中国、日本、西欧、ペルーであり、さらにチベットもその候補になる。Bタイプ文明はシュメール、ギリシャ-ローマ、インドである。大文明の数はこうして計八つないし九つである。この数は文明論の先達であるリュッケルト、ダニレフスキー、シュペングラーがあげた目ぼしい文明(あげられている例は異なる)の数とほぼ同じである。この基準に合わない文明は普通の文明ないし小文明ということになる。そのなかには従来重視されてきたロシア文明や近東文明も含まれている。4段階はAタイプ文明の中国と日本でいえば、中国の場合(1)殷(2)西周(3)春秋戦国時代(4)漢であり、日本の場合(1)古墳時代(2)奈良平安時代(3)鎌倉室町時代(3)江戸時代、である。その詳細や他の文明の4段階については同著⁸⁾をみられたい。

以上の文明についての考察は上述の封建制をめぐる論議となんの関わりもない。では、この無関係な二つの論をひとつにするとどうなるだろうか。真正の封建社会は西欧、日本、中国、エジプトであった。これら4つの社会は文明論の領域のなかにひきいれると、今みたようにすべてAタイプ大文明に属し、両者はほとんど重なっている。そのことは、封建制を文明論の見地から解釈することを正当化するものではないだろうか。

そこで私の解釈は、封建制はAタイプ大文明の標準的には第2段階後半から第3段階全体

に及ぶ時代の政治的社会的組織であろう、というものである。標準的には、といったのは、中国では第2段階の初めに中央集権的封建制がそのプロローグとして現れ、日本では第4段階に中央集権的封建制がそのエピローグとして現れている、ということがあるからである。封建制はこれら文明群の成長の自然的コースのなかで形成され、上述の王権の超越性、都市の勃興と商業の隆盛、下克上、世俗化、技術的進歩などの複合体を伴う現象である。もしくは、封建制はAタイプ大文明の歩むコース上の一定の時期に現れる諸現象の複合体のなかの一現象だ、といったほうが正確かもしれない。

Aタイプ大文明に属するペルーやまたチベットの歴史書は、やはり第2段階後半から第3段階にいたる長期間が封建制的様相をもつ内乱の時代であることを語っている。また、Aタイプ大文明だけでなく、シュメール、ギリシャ・ローマ、インドといったBタイプ大文明の同じく第2段階後半から第3段階全体についても、同様な内乱の継続と封建制的な社会相があったことをそれらそれぞれの歴史は示している。このように文明論の視点に立つことで、封建制を含む複合体ないし封建制そのものがなぜ世界史に稀にしか生じなかったかという疑問も解けてくる。

ここで日本について若干注をほどこしておきたい。読者のなかには日本を大文明に数え入れることに首をかしげる向きもあろう。また、ことに欧米人のなかには、日本が西欧の封建制に比肩する封建制の歴史をもつことに反感をおぼえるひともあるだろう。なにしろ日本は中国に依存してきた中国文化圏のなかの一地方文化であり、極東の小国にすぎないのだから、と、そう彼らは考えている。だが、この考えはまちがっている。日本人は中国人とは別種の性格の民族であり、その文化も儒教文化圏の外にある一個独立の文化である。日本が歴史的に中国に依存し、多くの文化要素を導入したのは事実だとしても、この依存関係は西欧文明のギリシャ・ローマ文明に対する依存関係と同種であろう。若い文明が近隣にある先行する文明から多くを摂取して成長していくのはごく自然のことであり、不可避のことと、いいいいのではないか。また、地理的面積について言えば、エジプト文明が占めていたのはナイル河兩岸の長さ千七百キロ、巾わずか三キロ~三十キロの平野であって、その外はすべて不毛の砂漠であった。古代ギリシャが占めていたのはせいぜい九州ほどの土地にすぎなかった。中国文明は第3段階までは主に黄河流域に発達したが、それはほぼ日本の面積に相当する。また、西欧文明の本来の地域(北フランスと南西ドイツ)の面積も日本の面積とほとんど異なることがない。大文明は第4段階に入ると膨張し始めるのが通例だが、日本も同様、第3段階末から第4段階はじめにかけて朝鮮、中国、フィリピン、カンボジャ、タイ、ジャワへと自己拡大の動きをみせている。

5. 超越的王権、資本主義、近代化

第3節であげた封建時代の五つの現象のうち超越的王権と産業資本主義とについて以下述べ、さらに近代化について触れてみようと思う。いずれも大きな現代的意味をもち、長い論争の種になってきた問題である。超越的王権の問題は天皇制に直接連なるので、とくに日

本において大きな論争をひきおこしている。

封建時代を通じて国王の実権力は衰微したにもかかわらず、その権威の絶対性は存続しつづけた。その理由をめぐって二つの説が対立している。ひとつは封建体制に先行する国家の国王の権威が持続していたためとする説⁹⁾であり、もうひとつは封建体制の内部の必要(諸侯間の対立を解消する必要)から国王の権威が要請されたためとする説¹⁰⁾である。しかし、後説において、国王の権威が無から創造されたとみるひとは稀で、ほとんどのひとは持続してきた権威の利用をいうのであるから、両説が全く相容れないというわけではない。では、両説によって程度の差はあれ認められているこの持続する国王の権威は歴史的にどこに発しているのだろうか。

西欧の研究者が西欧の国王の権威を基礎づけたものと一般にみなしているのは、王権神授説に明らかなキリスト教の権威である。しかし、宗教の力ははたして決定的なのか。私はこの問題を今みた比較文明の視点から次のように解釈する。

文明社会のはじまりはエジプトではナルメル=メネス王が開いた第1王朝、中国では成湯大乙の開いた殷王朝、日本では三世紀前半のヒミコの邪馬台国、そしてヨーロッパではクローヴィスの開いたメロヴィング王朝にある。それは歴史の黎明、天地の開闢というにふさわしい時点である。これらの王者が未開と文明の境界に立ち、彼らをもって王朝の系譜がはじまり、高度文化の伝統の形成がはじまり、多彩な歴史の展開がはじまっている。王統、文化、歴史を溯れば、ゆきつく先の終点はすべてここである。文字の発明や使用の開始。司法行政機構の創設。大土木事業。エジプトに特に顕著な造形様式の確立。私はこの文明を開いた始源的王権こそそのちの時代を貫く権威の源泉ではないかと考える。文明は社会革命であるとともに意識革命である。文明は人間の意識に深いところで関わり、新しい世界了解をもたらす。高度文化によって現存在は現代のわれわれの認識する存在性をあらわにした。文明はその意味で新しい光であり、文明を開く王は光の源である。光は人間世界の空間と時間にゆきわたり、自然世界にも遍満する。もろもろの事物はこの新しい輝く世界のなかで生まれ変わる。帝王の権威とは、この世界を開き、支配しつづけるところの文明王の権威ではないか。それは政治の領域で力を失なおうとも、他の領域では依然強く存続する。源頼朝も足利尊氏も朝廷の権威によらずしては支配者になりえなかった。徳川時代の諸階層は支配層非支配層を問わず朝廷から賜る位階のピラミッドのなかにあった。中国では、周室の力が衰え周の領土が狭小化していった春秋戦国時代を通じて、諸侯はくりかえし周室擁護の誓いをなし、最強者は周王から覇者の称号を下賜されんことを希求した。文明は人間の意識無意識にはたらく社会組織の最大の単位である。この文明が存続する限り、文明王としての王が求心力となって諸勢力を統合し、社会の解体をくい止めようとする。封建時代における国王の権威の絶対性のいわれを以上のように文明の始源にまで溯る王権自体に求め、宗教による聖別は荘厳とみるのが妥当ではなかろうか¹¹⁾。

産業資本主義はふつう世界史上唯一西欧だけに生じたとされている。しかし、産業資本主義の本質が購入労働力による商品生産にあるとすれば、古代ローマ、中国の漢代、日本の徳川時代にも産業資本主義はあったとせねばならない。なかでも日本徳川時代の後半(18-

19世紀)の経済的社会相とイギリスの産業革命前の17-18世紀のそれとの類似は驚くほどである。すなわち日本では、問屋制度とマニファクチャーによる繊維産業(綿と絹)が全国各地に発生して、近代的産業推進の軸になった。酒や醤油の醸造、油、塩、蠟、箔、紙、金属精錬などの製造においても一カ所で多数の雇用労働者が協働するマニファクチャーがみられる。周知のようにカール・マルクスは、この形態のマニファクチャーをもって、資本主義的生産様式における機械制工場工業段階の直前の段階に位置づけている¹²⁾。当時はまた日本全国の陸上海上の交通網が整備拡充され、全国统一市場が形成されたし、大都市周辺で商品農業生産が盛んにおこなわれ、預金、貸付、手形を扱う銀行制度が生まれ、投機市場が形成されている。当時世界第一の人口をもつ江戸や大阪には農村から大量の労働者予備軍が流入した。この新しい社会相は突如現れた現象でもなく、他の文明の影響によるものでもなく、何百年にわたる自前の漸次的発展のもたらした状況である。したがって、以上の産業革命前の西欧と日本との類似は、両者が同じ文明世代の同じ型の文明に属するところからくるとみるのが自然ではなかろうか。

このことはまた、日本の急速な近代化の謎を解く鍵となるだろう。日本が世界に門戸を開いてのちわずか三十年にして近代国家になり、たちまち世界の政治的軍事的列強に伍しえたということは、世界を驚愕させた。かかる成功例は非ヨーロッパ圏ではほかにない。ヨーロッパでは日本人がアジアに起源するのを疑った人もいた。近代化成功の理由として、日本人の勤勉さ、器用さ、幸運の積み重ね、安価な労働力をあげるひとが依然多いが、皮相な観察であろう。マックス・ヴェーバー¹³⁾は封建制のもつ契約性が日本において西洋的な個人主義を育てたのではないかといひ、ライシャワー¹⁴⁾やストレイヤー¹⁵⁾は日本が封建制を経験したことが義務の観念や司法の観念を育て、近代市民社会の形成に役立ったのだろうとしている。こうした歴史的な見方は必要であり、彼らの考えはそれ自体正しいであろう。しかし、前代に注目するだけでは不十分ではないか。問題は千五百年、二千年に及ぶ歴史全体に連なっている。日本と西欧の社会の歴史が平行して発展してきて、それぞれの近代が重なったため、とみるのがいちばん自然な答ではないかと考える。

注

1)Otto Hintze: *Wesen und Verbreitung des Feudalismus* (in: *Staat und Verfassung*, Göttingen 1962). 阿部謹也訳『封建制の本質と拡大』(未来社、1966)。

2)マルク・ブロック『封建社会』(新村猛・森岡敬一郎・大高順雄・神沢栄三訳、みすず書房 1977)。

3)John Hall: *Feudalism in Japan - A Reassessment -* (in: *Comparative Studies in Society and History* 5, 1962), p.21.

4)外村直彦『比較封建制論』(勁草書房、1991)。

5)オットー・ヒンツェ前掲書。

- 6) Rushton Coulborn: A Comparative Study of Feudalism (in: Feudalism in History, Hamden 1966), p.7, p.236, p.364.
- 7) 外村直彦『多元文明史観』(勁草書房、1991)。
- 8) 48ページ以下。
- 9) 堀米庸三「中世国家の構造」「封建制の最盛期とは何か」(堀米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』所収、岩波書店、昭和51年)。
- 10) 石母田正「中世国家について」(『法学志林』第48巻2号所収、昭和25年)。世良晃志郎『封建制社会の法的構造』(創文社、昭和52年)108頁以下。
- 11) 外村直彦『比較封建制論』155頁以下参照。
- 12) 外村直彦「幕末マニュファクチャーを見直す」(近刊論文)参照。
- 13) マックス・ウェーバー『支配の社会学』(世良晃志郎訳、創文社、昭和37年)315頁。
- 14) Edwin Reischauer: Japanese Feudalism (in: Feudalism in History, edit. by Coulborn (Hamden, 1965).
- 15) Joseph Strayer: The Tokugawa Period and Japanese Feudalism (in: Studies in the Institutional History of Early Modern Japan, Princeton 1968), p.18ff.